

令和 7 年度黒滝村行財政改革大綱策定要領をここに定める。

令和 7 年 7 月 1 0 日

黒滝村長 植田 忠三郎

黒滝村要領第 1 1 号

令和 7 年度黒滝村行財政改革大綱策定要領

(詳細別紙)

令和 7 年度黒滝村行財政改革大綱策定要領

1. 趣旨

本要領は、令和 7 年度における次期行財政改革大綱（令和 8 年度～令和 12 年度分）を策定するにあたり、その基本方針、進め方、体制等を明らかにし、計画的かつ実効性のある改革を推進することを目的とする。

2. 基本方針

社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現を推進することを目的とし、下記を方針とする。

- ① 財政の健全化と持続可能な行財政運営
- ② 住民サービスの質の維持・向上
- ③ 効率的な行政運営の実現
- ④ 情報公開と住民参画の推進

3. 前回大綱の実績検証

令和 2 年度に策定された現行の行財政改革大綱（対象期間：令和 3 年度～令和 7 年度）の実施状況について、各担当課からの実績報告を基に、委託業者による分析を踏まえて実績報告を作成の上、行財政改革推進委員会を開催し、実績検証を実施する。本検証では、以下を実施する。

- ① 各施策の実績値の収集と集計
- ② 地方公会計制度に基づく財務書類による分析（他団体との比較分析含む）
- ③ 今後の課題を性質別（人件費、物件費、業務費、補助金、社会保障給付、使用料手数料等）で 10 件程度を抽出及び改善提言
- ④ 検証結果報告を踏まえた次期大綱（対象期間：令和 8 年度～令和 12 年度）への反映

4. 次期大綱案の取りまとめ

- ① 上記実績検証と連動し、委託業者が次期大綱策定支援を行う。本業務には、資料収集、分析支援、大綱素案作成支援、委員会資料作成支援等を含む。
- ② 次期大綱素案策定にあたっては、委託業者作成資料をもとに、前回大綱の検証結果を踏まえ、庁内担当課及び行財政改革推進本部において協議の上、策定する。
- ③ 次期大綱素案を基に、行財政改革推進委員会における議論を踏まえて、次期大綱案を取り

まとめる。

- ④ 取りまとめた次期大綱案について、村長の承認を得て次期大綱として策定し、公表する。

5. 実施体制

- ① 策定主体：黒滝村（総務課を主管）
- ② 黒滝村行財政改革推進本部：各課長級職員により構成する庁内検討会を設置
- ③ 黒滝村行財政改革推進委員会：委員定数 6 人（内訳：黒滝村議会議員 2 人、公共的団体等の長 2 人、公募による住民 2 人）
- ④ 支援体制：外部支援事業者（実績検証・策定支援）

6. スケジュール

- ① 令和 7 年 6 月 委託業務発注・契約
- ② 令和 7 年 6～8 月 実績検証・比較分析の実施
- ③ 令和 7 年 8 月 行財政改革推進委員会の委員募集、新大綱（素案）の作成
- ④ 令和 7 年 9 月 行財政改革推進委員会の委員委嘱、第 1 回会議開催
- ⑤ 令和 7 年 10 月 新大綱（素案）の見直し・庁内協議
- ⑥ 令和 7 年 11 月 行財政改革推進委員会第 2 回会議開催
- ⑦ 令和 7 年 12 月 新大綱の決定・公表、次年度予算への反映

7. 成果物

- ① 令和 2 年度策定黒滝村行財政改革推進大綱（令和 3 年度～令和 7 年度分）の検証報告書
- ② 令和 7 年度策定黒滝村行財政改革推進大綱（令和 8 年度～令和 12 年度分）

8. 住民参画と情報公開

策定過程において、行財政改革推進委員会の公募委員を別紙により募集し、広く村民の意見を求める。策定内容・委員会議事録等は村公式サイト等で適宜公表する。

9. その他

この要領は、必要に応じて村長の承認を得て改正することができる。

10. 附則

この要領は、公布の日から施行する。

令和7年度黒滝村行財政改革推進委員会 公募委員の募集について

令和7年7月10日

黒滝村は、行財政改革を推進するにあたり、広く村民の意見を求めるため、黒滝村行財政改革推進委員会の公募委員を募集します。（黒滝村行財政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第7号）に基づく諮問機関です。）

- 募集委員： 2人（委員定数6人（内訳：黒滝村議会議員2人、公共的団体等の長2人、公募による住民2人））
- 任期： 令和7年9月下旬から令和8年3月31日まで
- 任務： 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現を推進するため、村長の諮問に応じて、黒滝村の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議します。
（次期「黒滝村行財政改革大綱」（令和8年度～令和12年度分）策定に係る審議を予定。）
- 委員会： 2～3回の開催を想定。（黒滝村役場で平日の日中開催を予定、開催日時は開催日の2週間前までに文書で通知。審議内容により開催回数が増減する場合があります。）
なお、会議は原則公開され、内容は後日、議事録等により公表されます。
- 報酬： 日額7,000円（委員会終了後に指定の金融機関口座に振り込み。）
- 募集要件： 次の要件1及び2の全てを満たす方に限ります。
 1. 申込日現在で黒滝村内に住所（住民票）を有する満18歳以上の個人で、村税及び村使用料等の滞納がない方で、暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない方。
 2. 黒滝村の行財政改革を推進するため会議等（対面）に出席し、積極的な議論に参加することができる方。
- 申込方法： 様式「令和7年度黒滝村行財政改革推進委員会公募委員申込書」を、令和7年8月29日（金）午後5時までに、下記の提出先に提出して下さい。（村ホームページからもダウンロードできます。）
- 選考： 書類選考（必要に応じて別途面談選考）、結果は申込者全員に通知します。
- その他： 申込書の必要な方、その他お問い合わせは、下記までご連絡ください。
- お問合せ・提出先：
〒638-0292 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地
黒滝村役場 総務課
（電話 0747-62-2031、FAX0747-62-2569、MAIL kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp）

令和 7 年度黒滝村行財政改革推進委員会 公募委員申込書

黒滝村の行財政改革を推進するため会議等に出席し、積極的な議論に参加したいので、令和 7 年度黒滝村行財政改革推進委員会の公募委員を申し込みます。

申し込みにあたって、私は、暴力団員及び暴力団関係者ではないことを宣言し、令和 7 年度黒滝村行財政改革推進委員会委員募集要領を全て承知のうえ、申し込みいたします。なお、これらの事項に反する場合、選任の取り消し等、黒滝村が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。また、誓約内容確認のため、黒滝村が必要に応じ関係官庁及び村担当課に調査及び照会することを承諾いたします。

令和 年 月 日

黒滝村長 宛

(提出先：黒滝村総務課)

〔申込者〕

- ・住所 黒滝村大字
- ・氏名

(自署)

- ・連絡先電話番号
- ・申込理由（約 100 文字以内、申込に至った動機や理由、委員として取り組んでみたい事を記入してください。）